告

示

○大規模小売店舗立地法第六条第

項の規定により変更の届出があっ

○国土調査として指定した件

いて意見があった件

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

規

則

○指定金融機関等の名称、位置並び を定める規則の一部を改正する規 に収納及び支払の事務の取扱範囲 五五

報

岩

○大規模小売店舗の変更の届出につ

○土地改良区の定款の変更を認可し 素 素

丟

○土地改良事業計画を変更すること 풀 둧

上

○電線共同溝を整備すべき道路とし

て指定した件

○道路の区域を変更する件二件

を適当と決定した件

正

千九百七十一号中

規

則

部を改正する規則をここに公布する。 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則

○廃川敷地等が生じた件 ○堤防と道路との兼用工作物の管理 の方法について協議が成立した件 上 Ë

公

○落札者を決定した件 ○特定非営利活動法人の定款の変更 壳

の認証の申請があった件

兲

○随意契約の相手方を決定した件 ○家畜商講習会を開催する件 丟 丟

○土地改良区の役員が退任した旨届 出があった件

三光

福島県公安委員会

○警備員等の検定を実施する件 三克

福島県選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することがで あった件 きる施設として指定した旨報告が 굿

誤

○平成二十年四月十八日付け定例第

福島県告示第三百四十号

大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル福島泉店 福島市泉字道下六―二

変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地 (変更前)ヨークベニマル泉店

(変更後) ヨークベニマル福島泉店 福島市泉字宮内前一―五ほか

福島市泉字道下六一二

三 変更した年月日

平成二十年四月十一日

元

兀

届出年月日 平成二十年四月十四日

<u>Ŧ</u>i. 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

 \widetilde{o}

平成二十年四月二十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平

福島県規則第六十六号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定め る規則の一部を改正する規則

和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則

韶

別表第三そうま農業協同組合の項中「、駒ヶ嶺支店」を削る。

この規則は、 平成二十年五月十二日から施行する

(出納総務課)

市民情報室に備え置いて縦覧に供する。 福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課 二十五日から同年八月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年四月 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規 平成二十年四月二十五日 平.

佐 藤 雄

福島県知事

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百四十一号

年四月二十五日から同年五月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづく項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十 光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。 り課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一

平成二十年四月二十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平

植田ショッピングセンター 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 いわき市植田町中央三丁目三―一

法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百四十二号

して平成二十年四月二十五日次のとおり指定した。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条第三項の規定により、 国土調査と

平成二十年四月二十五日

福島県知事 佐 藤 雄

平

調査を行う者の名称

調査地域 会津若松市

会津若松市湊町大字平潟の

三 調査期間

福

平成二十年五月一日から平成二十一年三月三十一日まで

(農村計画課)

福島県告示第三百四十三号

日認可した。 土地改良区から平成二十年四月一日付けで申請のあった定款の変更について、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、愛谷堰 同月十六

平成二十年四月二十五日

福島県知事 佐 藤 雄

平

(農村計画課)

福島県告示第三百四十四号

整備促進事業(農道)に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、二本松市が成上地区基盤 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の三第五項で準用する同法

> 定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。 平成二十年四月二十五日

福島県知事

佐

藤

雄 平.

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

平成二十年四月二十八日から <u>-</u>+

三 縦覧の場所

二本松市役所

年五月十九日まで

||日間

(農村計画課)

福島県告示第三百四十五号

課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

平成二十年四月二十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平

| 路 線 名 区 間 変更前変 敷 地 の 幅 員 延 長 | | | | |
|--|---|--------------------------|-------------------|---------|
| 画町大字名入 要更前変 敷 地 の 幅 員 本 三島町大字名入 要 更 前 A ニ・九~ 三島町大字名入 要 更 前 A ニ・九~ 三島町大字名入 三島町大字名入 原三五四番五地 変 更 前 A ニ・九~ 月町大字名入 三島町大字名入 原三五四番五地 変 更 前 A ニ・九~ 月田町大字百方 変 更 後 B ー三・五~ 一八二番地先ま 日本一・五 | | ○号巡○ | | 線 |
| 更 機の別 要前 A B A 二三・九 一七・○ 五三・九 二三・九 五二・五 二二・五 | で | 先から 大沼郡三島町大字名入大沼郡三島町大字名入 | L 同 原三 1 三 島 | |
| - 二三 三四 - 三 - 七 ル の幅 五 | 更 | <u>i</u> | 更 | 更後の別 |
| 7.5 | | | | メートル の幅 |
| | | 一、 三 五 | | (メートル |

(道路計画課)

福島県告示第三百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 県道につい

第1973号

般国道四五九号

二番一地先までの上り線

喜多方市字一丁目四五五八番一

地先から同市字一丁目四五五

七番七地先までの下り線

下線

県道喜多方会津坂

番地先までの上り線 喜多方市字一丁目四五五三

一番地先までの下り線

喜多方市字一丁目四六三五番地先から同市字二丁目四

八一

兀

番

一地先から同市字二丁目四六六

福島県告示第三百四十八号

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 る 課及び福島県南会津建設事務所で平成二十年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供す

平成二十年四月二十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平

備え置いて縦覧に供する。

平成二十年四月二十五日

四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令

(昭和四十年政令第十

その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県県北建設事務所に

| 田島線 | 県道 高 陦 | 路 線 名 |
|---------------------|---|-------------|
| で○四番六地先までの一部同の一部同でで | から 合字築地五五六番地先 南会津郡下郷町大字落 | 区 |
| 光ま 変 更 | 地先 変 更 | 更後 変更 |
| 後 | 前 | 後の別 |
| 四七 九·四 〇 { | 三五七二二二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二 | (メートル)敷地の幅員 |
| 一 九 七· 〇 | 一 九七· 〇 | (メートル) 長 |
| | | · |

三

廃川敷地等の位置

廃川敷地等が生じた年月日

河川の名称

一級河川阿武隈川水系六角川

平成二十年四月二

一十五日

福島県知事

佐

藤

雄

平

番地先まで及び上流端同市若宮二丁目二百八番一地先から下流端同市若宮一丁目三百

上流端二本松市本町二丁目百六十四番十二地先から下流端同市本町二丁目百八十二

六十二番四地先まで及び上流端同市若宮一丁目二百九十三番七地先から下流端同市若

(道路計画課)

匹

廃川敷地等の種類及び数量

土地(河川管理施設を含む。)

四八四・三七平方メートル

(河川計画課)

宮二百九十三番六地先まで

福島県告示第三百四十七号

平成二十年四月二十五日

規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第 一項の

福島県知事 佐 藤 雄

路 線 名 喜多方市字一丁目四六三一番 区 一地先から同市字一丁目四五五 間 平

福

(道路計画課

福島県告示第三百四十九号

との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十七条第一 項の規定により、 堤防と道路

に備え置いて縦覧に供する。 その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県いわき建設事務所

平成二十年四月二十五日

福島県知事 佐 藤 雄

平.

河川の名称

二級河川藤原川水系湯本川

_ 河川管理施設の名称又は種類

三 左岸堤防

河川管理施設の位置

いわき市常磐関船町古宿八番地先から同市常磐関船町古宿九十四番二地先まで

兀 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 いわき市長 櫛田 男 いわき市平字梅本二十一番地

Б. 1 管理の内容 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他のもっ

2 路肩に接する法面で、当該路肩から一メートルまでの範囲内にあるものについて ぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。 物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕 以下同じ。)の新設 (道路の附属

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

報

六 4 同法第二十二条第一項又は同法第五十八条第一項の規定による権限の行使を除く。) 同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理(道路専用施設以外の部分に係る 1、2及び3に掲げるもののほか、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)又は

管理の期間

平成二十年三 一月二十八日から道路の存続する日まで

(河川計画課)

兀

公告第222号

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特 県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。 例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島 WT0に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務委託について 平成20年 4 月25日

福島県知事 釬 藤 推

+

落札に係る特定役務の名称及び数量 **県庁舎等清掃業務委託一式**

契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号

落札者を決定した日 平成20年 3 月24日

落札者の氏名及び住所

東京ビジネスサービス株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目14番1号

51,754,500円

契約の相手方を決定した手続

般競争人札

特例政令第6条の公告を行った日 平成20年2月12日

公告第二百二十三号

営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非 次のとおり公告する。

平成二十年四月二十五日

申請のあった年月日

福島県知事 佐 藤 雄

平

平成二十年四月七日

特定非営利活動法人みんなのひろば

代表者の氏名

三

大介

主たる事務所の所在地

定款に記載された目的 福島県伊達市保原町大字上保原字向台一番地の六十七

Ŧi.

どさまざまな活動を通して、主に学校に行っていない子どもとその保護者を支援する。 的とする。 に向き合い、共に学び、共に遊べる、思いやりのある社会づくりに寄与することを目 また、地域の方々のネットワークづくり・交流の機会を増進し、大人と子どもが真剣 この法人は、フリースクールの運営を中心に、自然体験・ものつくり・職業体験な

公告第224号

274条の11第1項の規定により公告する。 下「特例政令」という。) 第11条及び福島県財務規則 (昭和39年福島県規則第17号) 第 団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以 ク保守点検業務委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワー

平成20年 4 月25日

福島県知事

Ħ

蒸 推 +

随意契約に係る特定役務の名称及び数量 福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務委託

契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県生活環境部県民安全総室災害対策課 福島県福島市杉妻町2番16号

随意契約の相手方を決定した日

ယ

2

平成20年 3 月26日

随意契約の相手方の氏名及び住所

4

日本電気株式会社福島支店 福島県福島市本町5番5号

随意契約に係る契約金額

(施設管理課)

J

6

随意契約とすることとした理由 特例政令第10条第1項第1号該当

(災害対策課)

公告第二百二十五号

家畜商法 (昭和二十四年法律第二百八号)第四条の二第一項の規定により、次のとお

り平成二十年度家畜商講習会を開催する。 開催の日時及び場所 平成二十年四月二十五日

> 福島県知事 佐 藤 雄 平

| 日(金) 日(金) 日(金) | 開催年月日 |
|-------------------------------|-------|
| 受付開始)(三一日は午前八時三○分午前九時から午後五時まで | 時間 |
| 産研究所福島市荒井字地蔵原甲一八番島 | 場 |

講習の内容及び時間

家畜の取引に関する法令

四時間

3 2 家畜の品種及び特徴 四時間

受講の手続 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

事務所農業振興普及部農業振興課 産流通総室畜産課(福島市杉妻町) 受講希望者は、平成二十年六月二 一十日(金)までに住所地を管轄する福島県農林 一番十六号))に家畜商講習会受講願書を提出す (県外に住所を有する者は、福島県農林水産部生

2 受講希望者は、家畜商講習会受講願書を提出する際に、福島県収入証紙により受 講手数料として三千百円を納入すること。

3 例措置適用申請書に当該免許に係る免許証の写しを添えて提出すること。 用を受けようとするものは、家畜商講習会受講願書を提出する際に、講習時間の特 獣医師免許又は家畜人工授精師免許を受けている者で、講習時間の特例措置の適

1 トル、横二・五センチメートル、脱帽で正面上半身を撮影したもの。)一枚を持参 すること。 受講者は、講習会当日に写真(出願前六月以内に撮影したもので、縦三センチメー

2 その他講習会の詳細については、所轄の福島県農林事務所農業振興普及部農業振 興課又は福島県農林水産部生産流通総室畜産課に問い合わせること。

平成20年4月25日 金曜日

畜 産 課

公告第二百二十六号

とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

平成二十年四月二十五日

福島県知事 佐 藤 雄

平

次の

土地改良区の名称 白河市東土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

根本 暢三 白河市東栃本字下本郷九四番地

(農村計画課)

福島県公安委員会公告第4号

警備員等の検定を次のとおり実施する。 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項の規定により、

平成20年 4 月25日

福島県公安委員会委員長

松 K

强 漕

検定の種別及び級、日時並びに場所

| 貴重品運搬警備業務 1級 | 交通誘導警備業務 1 級 | 施設警備業務 1級 | 種別及び級 |
|------------------------------------|---------------------------------|----------------------------|-------|
| 平成20年10月30日(木)午 前 9 時から午後 5 時まで | 平成20年9月30日 (火) 午前9時から午後5時まで | 平成20年8月4日 (月) 午前9時から午後5時まで | 日時 |
| | 福島県青少年会館(福島県 福島市黒岩字田部屋53番 5) | | 場所 |

2 検定対象者

に属する警備員である者であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの 福島県内に住所を有する者又は福島県内に所在する営業所(以下「営業所」という。)

- の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるもの とする警備業務の種別に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者であって、当該合格証明書 (平成17年国家公安委員会規則第20号) 第4条に規定する2級の検定(受験しよう 検定を受けようとする警備業務の種別について、警備員等の検定等に関する規則
- 福島県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 検定の定員

各検定30名

検定申請手続等 検定申請手続

検定を受けようとする者(以下「検定申請者」という。)は、福島県内の各警察署に備付けの検定申請書に必要事項を記入し、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次 に定める警察署に提出すること。

なお、郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

- 福島県内に住所を有する者 住所地を管轄する警察署
- 轄する警察署 福島県外に住所を有する者で営業所に属する警備員 当該営業所の所在地を管

2 添付書類

検定申請者は、(1)の検定申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。

- ・ (1)のアに該当する者にあってはその住所地を疎明する書面(住民票の写し、自 動車運転免許証の写し等)、(1)のイに該当する者にあっては営業所に属する警備員 であることを疎明する書面 1通
- メートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記 入したもの) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の総3センチ
- を証する書面、2の(2)に該当する者にあっては福島県公安委員会が交付した1級 証明書の写し及び当該検定に係る警備業務に従事した期間が1年以上であること 検定受検資格認定書の写し 2の(1)に該当する者にあっては受検しようとする種別の2級の検定に係る合格 各1通

3 検定申請の受付期間

施設警備業務

平成20年5月7日

交通誘導警備業務 (水)から同月15日 (木)までの午前9時から午後5時まで

平成20年6月30日(月)から同年7月8日(火)までの午前9時から午後5時

J 貴重品運搬警備業務

平成20年7月31日 (木) から同年8月8日 (金) までの午前9時から午後5時

のとする。 達したときは、その後の申請については受付期間中であっても受付を締め切るも なお、各検定とも検定の申請の先着順に受検者を決定し、受検者の数が定員に

検定手数料

金額

施設警備業務 16,000円

- 交通誘導警備業務 14,000円
- (T 貴重品運搬警備業務 16,000円

納付方法

なお、既納の検定手数料は、返還しない。 福島県収入証紙により、検定申請書提出時に納付すること.

受検票の交付

 σ

受検票は、受検当日必ず持参すること。 検定申請者に対し、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。 02

検定の方法

技試験は行わない。 検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、

検定に関する問い合せ先

福島県警察本部生活安全部生活安全企画課 郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

電話024-522-2151 内線3026又は3027

(生活安全企画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十三号

して次の施設を指定した旨、田村市選挙管理委員会から報告があった。 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号に規定する施設と

平成二十年四月二十五日

福島県選挙管理委員会

委員長

新

妻 威

男

| 四月九日 日年 | 指定年月日 |
|-------------|------------|
| 地一 田村市船引 | 所 在 地指定施設の |
| プラザ 北移南移コ | 名を施設の |
| 田村市長 | 管 理 者 |
| 平方メートル | 聴衆席の面積 |
| - 〇 人 | 見込人員数聴衆席収容 |

正 誤

| ページ | |
|-----|--|
| 段 | |
| 行 | |
| 正 | |
| 淵 | |

○平成二十年四月十八日付け定例第千九百七十一号中

281

| 二六七 | 上 | 後ろか | 原前

Ji H